

(15) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市

企業

乙 大阪市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を1割5分とし、県は、損害賠償金20,352円を甲に支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年5月26日

(2) 事故発生場所

東伯郡湯梨浜町大字久留地内

(3) 事故の状況

鳥取県農林水産部農地・水保全課所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、路外駐車場から道路へ進入してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。